

参政党 新憲法「構想案」を読む ④

参政党の「新日本憲法（構想案）」（以下、「構想案」）には、国民主権という言葉さえありません。

日本国憲法前文は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」という不戦の決意に続き、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と国民主権原理を宣明しています。これに対し「構想案」ではどこにも「国民主権」の文言はありません。

天皇主権

戦前の大日本帝国憲法では「万世二系の天皇これを統治す」（1条）とされました。「構想案」前文では「天皇は、いにしえより国をしらす（治める）こと悠久」とし、第1条ではやはり「日本は、天皇のしらす君民一体の国家」としています。しかも「今も続く日本の國體（こくたい）」と戦前との連続性を強調しており「天皇主権」と言わざるを得ません。

憲法改正について国民投票（33条1項）が要求されていることから、憲法秩序をつくり出す権限としての「主権」は最終的に国民にあるという「説明」も予想されます。しかし、「最高法規」に関する32条では、憲

国民主権さえも消滅

法は「日本の国柄（國體）」を示すもので「これに反する法律、条約、命令、条例その他の行為は効力を有しない」としており、「その他の行為」に憲法改正が含まれるとすれば「天皇がしらす」という國體の根幹は変えられませんが。

また「天皇は元首として国を代表」するとし、内外に国を代表するうえ、日本国憲法4条にある、天皇は「国政に関する権能を有しない」との規定は廃止します。逆に天皇には詔勅の発布権が認められ（3条1項）、三権の長の任命や憲法、法律、政令および条約の公布、国会の召集や衆議院の解散など、政治性の高い一連の行為について内閣の責任で天皇が「裁可」（承認）します。この場合、内閣の意見を天皇が拒否する場合は想定され、二度の拒否はできない（3条2項）としています。すなわち天皇の政治的判断で、国会がつくった法律の公布を拒否することも可能なのです。

日本国憲法で国民主権を基礎とし国民代表で構成される国会が「国権の最高機関」としている規定も廃止します。

「最高法規」によって違憲とされ無効となる諸法令から「詔勅」は除外しています。日本国憲法98条では無効となる法令に

あえて「詔勅」も明記しているのと対照的です。天皇の「詔勅」は憲法を超える存在だという構造です。

権力復帰

日本国憲法1条が定める「日本国民統合の象徴」という象徴天皇制から、政治権力者としての天皇への変更・復帰が明確です。現に新憲法案には「象徴」という規定はどこにもありません。日本国憲法の制定過程で天皇を憲法上の存在として残すことには強い反対もありましたが、絶対主義的天皇制への反省から「天皇」を残すにあたり「象徴」の地位に置き、徹底的に非政治化した歴史を逆戻りさせます。

日本国憲法の前文が「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」としたのは、国民主権と民主主義の原理の徹底こそ、平和と自由の基礎だという確信に立つものです。参政党「構想案」はその意義を全く無視しています。